

同時発表 中国運輸局、九州運輸局

令和2年9月7日
自動車局整備課

自動車検査証の有効期間の伸長について

令和2年9月7日、台風第10号の影響により、中国運輸局山口運輸支局及び九州運輸局管内のすべての運輸支局・自動車検査登録事務所（以下、「運輸支局等」という。）を閉庁したところです。

このため、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域（以下、「対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年9月6日から同年9月13日までの自動車について、令和2年9月14日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

【対象地域】

*山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域

1. 令和2年9月7日、台風第10号の影響により、中国運輸局山口運輸支局及び九州運輸局管内のすべての運輸支局等においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところです。このため、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年9月8日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

○ 対象地域

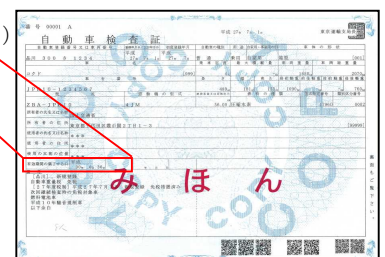
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年9月6日から同年9月13日までのもの

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日 平成32年9月13日



○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年9月14日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年9月14日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが9月14日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の見直し等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

（自動車検査証の有効期間の伸長関係）

自動車局整備課 高久、松川 TEL：03-5253-8111（内線：42427） FAX：03-5253-1639

（自動車損害賠償責任保険関係）

自動車局保障制度参事官室 斎藤、曾我部 TEL：03-5253-8111（内線：41516）

FAX：03-5253-1638

(参考1)

自動車検査証の有効期間の伸長措置

対象地域	対象となる 有効期間の満了する日	伸長後の 有効期間の満了する日
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 の全域	令和2年9月6日 ～ 9月13日	令和2年9月14日

(参考2) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

○ 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から9月3日までの自動車について、令和2年9月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

大分県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から9月3日までの自動車について、令和2年9月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

岐阜県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から9月3日までの自動車について、令和2年9月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考4) 山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島運輸支局長の公示

(参考4)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

山 口 県

令和2年9月8日

中国運輸局 山口運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

福岡県

令和2年9月8日

九州運輸局 福岡運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

佐 賀 県

令和2年9月8日

九州運輸局 佐賀運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

長 崎 県

令和2年9月8日

九州運輸局 長崎運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

熊 本 県

令和2年9月8日

九州運輸局 熊本運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

大 分 県

令和2年9月8日

九州運輸局 大分運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

宮 崎 県

令和2年9月8日

九州運輸局 宮崎運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月6日から同年9月13日までのものは、令和2年9月14日をもって満了するものとする。

記

鹿 児 島 県

令和2年9月8日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長